

「指定訪問介護サービス」重要事項説明書

(令和8年10月20日更新)

訪問介護サービスの提供にあたり、厚生省令第37号第8条の規定に基づき、ご利用者様又は
そのご家族様への重要事項説明のために作成したものです。

1 指定訪問介護を提供する事業者について

事業者名称	合同会社 介護プラス
代表者氏名	代表社員 大久保 誠人
本社所在地	京都市右京区鳴滝川西町 20 番地 20
法人設立年月日	平成26年9月26日

2 ご利用者様に対しての指定訪問介護を実施する事務所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	介護プラス訪問介護事業所
介護保険指定 事業者番号	2670400767
事業所所在地	京都市下京区中堂寺櫛笥町 19-3 KushigeGojo814 号室
連絡先 相談担当者名	電話番号：075-406-5497 FAX：075-406-5398 担当 大久保 誠人
事業所の通常の 事業の実施地域	京都市下京区、中京区、右京区（旧京北町地域を除く）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	合同会社介護プラスが開設する介護プラス訪問介護事業所（以下「事業所」という。）は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
運営の方針	① 事業所は、指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）の事業（以下「事業」という。）の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に要介護者（要支援者）の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。 ② 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合

	的なサービスの提供に努めるものとする。 ③ 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
--	---

(3) 職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		事業所管理	1名
サービス提供責任者	2名		利用申込みの調整、訪問介護計画の作成、訪問介護職員の指導等	2名 (管理者兼務1名含)
訪問介護職員	1名	3名	指定訪問介護の提供	4名

(4) 営業日及び営業時間等

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後6時 ☆営業時間は上記の通りですがご希望等がありましたら必要に応じて対応致します。
休業日	土曜日、日曜日、年末年始（12月30日～1月3日） ☆休業日は上記の通りですがご希望等がありましたら必要に応じて対応致します。

※時間帯により料金が異なります。(4 利用料 ④参照ください)

3 サービス種類

(1) 訪問介護サービスには次の2種類があります。

身体介護	入浴・排泄・食事・衣服の着脱・体位変換・通院介助等の介護を行います。
生活援助	調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の家事を援助します。

※「通院介助」についてはご自宅から病院までの道程における同行介助のみが介護保険給付対象であり、病院内での付添いは原則として介護保険ではお引き受けできません。

4 利用料

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割ですが、平成30年8月以降、65歳以上の方のうち、前年の所得が一定以上ある方は、自己負担額が

2割又は3割となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

1割と2割と3割の自己負担額は以下の通りです。

サービスに要する時間	20分未満	20分～30分未満	30分～1時間未満	1時間～1時間30分	1時間30分以上 (30分増す毎)
身体介護	1,744円	2,610円	4,140円	6,066円	877円を追加
(自己負担額1割)	175円	261円	414円	607円	88円を追加
(自己負担額2割)	349円	522円	828円	1,214円	176円を追加
(自己負担額3割)	524円	783円	1,242円	1,820円	264円を追加
サービスに要する時間		20分以上45分未満	45分以上		
生活援助		1,915円	2,354円		
(自己負担額1割)		192円	236円		
(自己負担額2割)		383円	471円		
(自己負担額3割)		575円	707円		

※身体に引き続き生活援助を行った場合⇒695円 1割：70円 2割：139円 3割：209円

《加算料金》

① 初回加算・・・2,140円/月（自己負担額 1割：214円・2割：428円・3割：642円/月）
新規に訪問介護計画を作成したご利用者様に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

② 緊急時訪問介護加算・・・1,070円/回（自己負担額 1割：107円・2割：214円・3割：321円/回）

ご利用者様やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画に無い訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

③ 生活機能向上連携加算Ⅰ・・・1,070円/月（自己負担額 1割：107円・2割：214円・3割：321円/回/月）訪問リハビリテーション実施している医療提供施設の専門職（理学療法士等）からの助言を

受ける体制を構築し、助言を受けた上でサービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成すること。又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を行った場合に加算します。

④ 生活機能向上連携加算Ⅱ・・・2,140円/月（自己負担額 1割：214円・2割：428円・3割：642円/回/月）訪問リハビリテーション実施している医療提供施設の専門職（理学療法士等）が訪問して行った場合、専門職と共同して行ったアセスメント結果に基づきサービス提供

責任者が訪問介護計画を作成した場合に加算します。

⑤ 夜間・早朝・深夜加算

以下の場合には、利用料金が割増されます。

通常時間外のサービス提供	早朝（午前6：00～午前8：00）	25%割増
	夜間（午後6：00～午後10：00）	25%割増
	深夜（午後10：00～午前6：00）	50%割増
2名の訪問介護員によるサービス提供		2倍の料金

⑥ 介護職員処遇改善加算

介護職員等ベースアップ等支援加算

加 算	利用料	利用者負担額	算定回数
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 207／1000	左記の 1割 又は2割 又は3割 （所得により）	月1回

※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められている加算です。

《交通費》

通常の事業の実施地域にお住まいの方は基本的に交通費は徴収いたしません。なお、通常の事業の実施地域以外にお住まいで当事業所のサービスを利用される場合において、かつ当事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

事業の実施地域を超えた地点から片道1キロあたり 100円

《その他》

☆ご利用者様がいまだ要介護認定を受けていない場合は、認定の結果が出次第お支払いいただきます。（次月分等とまとめて請求させていただきます）

☆ご利用者様の住まいでサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用はご利用者様の負担になります。

5 キャンセル期限・キャンセル料及びサービス利用の変更・追加について

《キャンセル期限》

利用予定日の前に、ご利用者様の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用予定の前日までに事業所に申し出てください。

《キャンセル日時》

キャンセル期限までに申し出がなく、キャンセル期限以降に利用の中止を申し出された場合には、以下の表に基づくキャンセル料をいただきます。

ご利用の前日までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の当日にご連絡いただいた場合、またはなかった場合	当該基本料金の 50%

※2 人のホームヘルパーによるサービスをキャンセルされた場合、キャンセル料は 2 倍になります。

※ご利用者様の急な病状の変化や緊急の入院等の場合、キャンセル料金は徴収いたしません。

《サービス利用の変更・追加》

サービス利用の変更・追加の申し出に対しては、訪問介護員の稼働状況などにより対応できない場合がありますのでご了承ください。

6 利用料金の支払方法について

サービス利用にかかる料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法にてお支払いください。

- ① 金融機関口座からの自動引落とし（毎月 27 日振替）
- ② 現金払い

7 緊急時の対応について

- （1）当事業所は、サービス提供にあたっては、ご利用者様の生命を最優先し、ご利用者様の容態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかにご利用者様又はご家族様等と事前に定めた緊急連絡先に連絡を行うとともに、ご利用者様の生命の安全確保に必要な措置を講じます。
- （2）ホームヘルパーは、緊急時において速やかに事業所に連絡するとともに、管理者及びサービス提供責任者の指示のもと、ご利用者様の主治医又は医療関係への連絡を行い、医師の指示に従います。
- （3）事業所が一刻を争うと判断した場合には、主治医や家族等の判断に依らず、救急車を要請する場合があります。
- （4）必要に応じて行政や関係機関へ連絡するとともに指導・助言を求めます。

《緊急連絡先》 合同会社 介護プラス 《電話番号》 075-406-5497

（電話転送により営業時間を問わず対応します。）

8 事故発生時の対応について

- （1）ご利用者様に対する訪問介護の提供により事故が発生した場合は、ご利用者様の家族様、京都府及び京都市に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

また、ご利用者様に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

- （2）事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	賠償責任保険

保障の概要	ご利用者様に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合
-------	-----------------------------------

9 サービス提供に関する苦情相談窓口

(1) 訪問介護に関する相談、要望、苦情については、下記までお申し出ください。

苦情受付（担当者）大久保 誠人 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後6時 （上記時間以外は転送電話にて対応可能） 休業日 土・日曜日、祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日） 電話番号：075-406-5497 FAX：075-406-5398
--

(2) 公的機関では、下記の機関において苦情の申し出等ができます。

京都府国民健康保険団体連合会	下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内 電話 075-354-9090 FAX 075-354-9055
京都市下京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	下京区西洞院塩小路上る東塩小路町 608 番地 8 電話 075-371-7228
京都市中京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521 番地 電話 075-812-2566
京都市右京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	右京区太秦下刑部町 12 番地 電話 075-861-1430
大津市役所健康保険部 介護保険課	滋賀県大津市御陵町 3-1 電話 077-528-2753
滋賀県国民健康保険団体連合会	大津市中央 4 丁目 5-9 電話 077-522-2651 FAX 077-522-2628

10 運営に関する基準

提供するサービスの第三者評価の実施状況 令和8年4月1日現在実施無し。

この重要事項説明書の説明の年月日 令和 年 月 日

訪問介護契約の締結にあたり、契約書及び本書面に基づき重要事項を説明し交付しました。

〈事業者〉 所在地 京都市右京区鳴滝川西町20番地20

事業者名(法人名) 合同会社 介護プラス

代表社員 大久保 誠人 印

〈事業所〉 所在地 京都市下京区中堂寺櫛笥町19-3 KushigeGojo814号室

事業所名 介護プラス訪問介護事業所

説明者 _____ 印

訪問介護契約の締結にあたり、契約書及び本書面により重要事項の説明を受け内容に同意し交付を受けました。

〈利用者〉

住 所 _____

氏 名 _____ 印

〈上記代理人〉

住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 ）